落札額が予定価格の６割

昨年12月議会の産業建設委員会で、9月27日に行われた「小野白木線道路改良工事」（コストコの進入路に右折レーンを設置する工事）の入札で、落札額が予定価格の6割という低入札が行われた問題を取り上げました。この工事の予定価格（事後に公表）は6，292万7千円で、落札額は3，800万円でした。

昨年4月から最低制限価格制度の運用を始めながら、「土木一式工事」だけをまず適用したため、道路改良工事には適用されませんでした。そのため落札額が予定価格の6割という低入札となったのです。もし最低制限価格制度が適用されていれば、最低制限価格は予定価格の10分の7以上で設定するとされていますので、4，400万円以上でないと落札できなかったことになります。

工事の品質低下や労働条件の悪化の未然防止が目的

市は最低制限価格制度の運用について「低価格受注（ダンピング受注）による公共工事の品質低下や建設業者等の労働条件の悪化を未然に防止するため」のものだと書いています。今回の低入札により建設部は、工事の品質がきちんと確保されているか、また労働条件の悪化が起きていないかなどをより丁寧に管理、監督しなければならなくなったのです。

早期に最低制限価格制度の適用拡大を

今回の入札結果を示し、建設部長に入札を担当する総務財政部に早期に対象工事の拡大を求めるよう要望しました。建設部長はその方向で取り組むと答弁しました。低入札がされた場合、最も削減されやすいのが人件費だと言われます。働く労働者を犠牲にしてはなりません。早期に最低制限価格制度の適用拡大するよう求めました。

お詫びと訂正

先月の『こうきの議会報告』第282号で住民税非課税世帯への給付金の記事を書きました。その中で「11月の臨時議会で10万円の給付金が可決されました」と書きましたが、正しくは「5万円の給付金が可決され」たの誤りでした。少なからぬ方に混乱とご迷惑をおかけしたことや担当課の皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫びし、ここに訂正します。

なお、10万円の給付は昨年6月議会で可決したものですが、制度の概要（支給額や対象世帯など）の記事には間違いはありません。

この議会報告は毎月月初めに発行しています　　好きです　亀山　住みよい街に

2023年　1月　8日　発行　№　283

こうきの議会報告

日本共産党亀山市議会議員　服部　孝規

〒519－0156　亀山市南野町6－19－1

ご意見、ご感想は　kouki.giin@gmail.com　ツイッター、ブログも発信中

電話、FAX　0595－82－3646　市議団ホームページ「共産党　亀山」で検索を

保護と対策の部署を提案

獣害に取り組む一元的な部署を新設へ

年末はプレミアム付き商品券で市民の怒りが噴出した。直接販売の最終日には市民が午前2時から並んだという。櫻井市長は、「衷心よりお詫び」、「再発防止に努める」とお詫びの文書を出した。きちんと検証しなければならない。

さて、昨年12月議会の一般質問では、鳥獣被害の実態と対策を取り上げました。昨年はいつもより動物に関する相談が多く寄せられたことがきっかけです。特に猿の被害は農林部門が担当していますが、今やまちなかにも出没し、児童が怪我をする事態まで起きています。

また、楽しみや生きがいとして家庭菜園をやっている方が害獣による被害で楽しみや生きがいを奪われ、野菜作りをやめてしまったという話も結構聞きます。さらに動物によって相談する担当の部署が異なっています。

農林部門だけの問題ではなくなってきている

市民からすれば、動物によって相談先が本庁か総合環境センターに分かれていたり、市内全域に被害が広がっているのに、農業や林業を所管する部署が有害鳥獣を担当しているなど実態と組織が合わない部分があります。

今回の質問の趣旨は、すべての鳥獣の保護と市民生活への鳥獣被害の防止などを一元的に行う新たな部署が必要ではないかという提案です。

山本副市長「４月の実施に向け鋭意取り組んでいる」

この提案に山本副市長は、「特に猿の問題は来年度予算を増額してでも対応しなければならない重要課題の一つ」と答弁し、機構改革については「（動物の）保護と対策を基本に、2023年4月の実施に向け鋭意取り組んでいる」と答弁をしました。つまり機構改革をし、今年の4月から動物の保護と対策を一元的に所管する新たな部署をつくることを明らかにしました。

新たな組織に期待したいと思います。

残念　米川宗七活版所が今年３月末で廃業

残念な知らせが届きました。長年、『こうきの議会報告』を印刷してくれている米川宗七活版所が今年の3月末で廃業すると。前から聞いてはいましたが、いざとなるとショックです。1999年の初当選直後は、隣の伯父に印刷をしてもらっていましたが、廃業したため伯父と親交のあった米川さんにバトンタッチ。何度か無理を聞いてもらい本当に感謝しています。

馴染みの印刷屋さん、肉屋さん、はんこ屋さんが

最近、なじみの業者や店がなくなりまちが寂(さび)れていきます。馴染みの印刷屋さん、肉屋さん、はんこ屋さんなどが減り、なくなっていきます。市の郊外では店がまったくなくなった地域も多くあります。

そのうち量販店や大型商業施設ばかりになってしまうのでは･･･。亀山駅前は建物が新しくなりましたが、こんなまちづくりでいいのでしょうか。

「暴力革命の党」は何の根拠もないデマ

昨年12月、岸田内閣は日本共産党について「暴力革命の方針に変更はないものと認識（している）」との答弁書を閣議決定しました。これを受けて12月議会の一般質問で、高島議員がこの答弁書を紹介しました。

しかし、日本共産党を「暴力革命の党」と呼ぶのは何の根拠もないデマであり、反論しなければなりません。

７０年近く共産党を調査　何も出なかった

日本共産党が「暴力革命」などを正式な方針として採用したことは一度もありません。どんな場合でも平和的・合法的に社会変革の事業を進めるのが日本共産党の一貫した立場です（綱領を読んでいただければすぐにわかります）。

公安調査庁は70年近く共産党を調査しましたが、「暴力革命の党」の証拠は何一つ発見できません。ないものはいくら探しても出るはずがないのです。

八代英輝弁護士が謝罪して撤回

昨年9月のTBS番組「ひるおび！」で、八代英輝弁護士が同様のデマ発言をして幅広い人たちから厳しい批判を浴びて謝罪して撤回しています。

日本共産党が「暴力革命」と無縁であることは歴史の事実で、すでに決着がついているのです。

個人情報保護が後退　企業が活用しやすく

昨年12月議会では、市の個人情報保護条例を廃止し、国の個人情報保護法に従った新たな条例を制定する議案が提案されました。

亀山市には市民の個人情報がたくさん蓄積されています。住所、氏名、生年月日や家族の情報、どんな税金をどれだけ納め、滞納しているのか、土地、建物をどれほど持っているのかなど絶対に他人に知られては困る情報ばかりです。こうした個人情報を勝手に集めたり、使ったりしないように決めたのが亀山市個人情報保護条例です。

自治体独自の保護措置は最小限に制限

一昨年5月にデジタル関連法が成立しましたが、その中に「個人情報保護法」の改正も含まれ、それを受けての今回の議案の提案となっています。地方に対しては自治体独自の大事な保護制度を含む個人情報保護条例をいったんリセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限し、自治体が条例で国より強い規制することがやりにくくしました。

この全国共通のルールによる規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人情報を匿名加工し、個人情報を外部提供するオープンデータ化・オンライン結合することで企業が自治体等の個人情報を活用しやすくすることを目的としています。

個人情報保護条例を廃止　規制を緩める

現行の個人情報保護条例の廃止により、個人情報の保護で大切な規定がなくなり、個人情報の保護が後退する危険性があることです。現行の個人情報保護条例は第10条で、「個人情報を収集する時は収集目的を明らかにし、本人から直接収集すること」とされ、個人情報の収集について具体的に規制していますが、この規定がなくなります。

また第6条では、「法令または他の条例に定める場合を除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の取り扱いをしてはならない」と規定しています。これらの情報は、漏洩(ろうえい)した場合、犯罪に悪用されるなどの危険性があるため、いわゆる要配慮個人情報といわれ重要な規定ですが、この規定もなくなってしまいます。

このように今回の議案は、地方自治体が長年、積み重ねてきた個人情報保護の大事な規定をなくし、企業の活用をやりやすくすることを狙ったものです。保護を後退させ企業に活用しやすくするというこの条例制定には反対しました。